



受理年月日	平成27年8月31日	所管委員会	第1委員会
番 号	27年 陳 情 第 10 号		
件 名	総合区及び区地域協議会の設置等について		
陳 情 者	 ※個人が特定される情報については、  掲載していません。		
分割送付	議会運営委員会（27年陳情第9号）		
要 旨	<p>近時、地方分権により、地方議会の権限と責任が強化されたことに伴い、議会の機能を一層高め、市民に開かれたものとするため、以下の事項を陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治法に規定されている総合区及び区地域協議会を設置すること。 2. 住民投票条例を制定すること。 3. 本市が設置する諮問機関について、必ず公募市民を選出すること。 		

議会基本条例の制定に関する陳情

2015年8月31日

福岡市議会議長 小畠 久弥 様

Tel/Fax

近時、地方分権により、地方議会の権限と責任が強化されたことに伴い、議会の機能をいっそう高め、市民に開かれたものとするため、福岡市議会基本条例を制定されることを陳情します。

1、議会改革について

- ・議会基本条例を制定すること。
- ・公聴会など市民の意見が反映できる仕組みを作ること。
- ・常任委員会の審議については採決も含めすべて公開すること。
- ・陳情については趣旨が請願と同等なものは請願と同様に議会で審査すること。
- ・請願については原則採決すること。
- ・定例議会後には区毎の議会報告会を議会として開催すること。

- 2、福岡市の財政運営に関する議会の責任として議員報酬を削減すること。
- 3、地方自治法に規定されている総合区および区地域協議会を設置すること。
- 4、住民投票条例を制定すること。
- 5、福岡市が設置する諮問機関について必ず公募市民を選出すること。

